

自治会町内会長 各位

南区地域振興課長

令和 5 年度自治会町内会現況届の御提出について（依頼）

春暖の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日ごろから、市政及び区政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
自治会町内会関連業務を円滑に進めるため、次のとおり現況届の御提出をお願いいたします。

1 提出書類

令和 5 年度自治会町内会現況届

※ 現況届は前年度から変更がない場合でも必ず御提出ください。

※ 同封しています「令和 5 年度自治会町内会異動届」は、現況届を御提出いただいた後に会長等の変更があった場合に区役所に提出していただく書類です。

2 提出期限

役員選出後（総会終了後など）、速やかに提出をお願いします。

3 加入(会員)世帯数について

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日現在、自治会町内会に加入している世帯数
- ・ 加入世帯数には会費を減免している世帯や法人会員(商店、病院)なども含みます。
- ・ 「未加入のため会費は徴収していないが広報を配布している」世帯は、加入世帯数に含みません。
- ・ 地区連合に加入している自治会町内会は、現況届に記入された加入世帯数を、必ず加入する地区連合にお知らせください。(地域活動推進費補助金の交付申請の際に使用する世帯数になります)

4 広報よこはま南区版の配送先について

会長交代に伴い広報よこはま南区版の配送先を変更する場合は、区政推進課広報相談係（電話 341-1112）に御連絡をお願いいたします。

5 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の利用目的

記載された情報は、自治会町内会の関連業務を円滑に進めるために利用します。

(2) 個人情報の提供

利用目的の範囲内で行政機関、公共的機関（区外団体、区社協、警察、ケアプラザ等）、国会・県会・市会の議員へ提供する場合がありますので御承知おきください。また、工事や自治会町内会加入促進等のため工事業者や不動産業者から自治会町内会長御連絡先の照会があった場合については、現況届に御連絡の要否について御記入いただき、その回答に基づき対応させていただきます。

6 自治会町内会費について

区役所に会費のお問合せがあった場合、現況届に記載された金額を回答いたします。変更があった場合は地域振興課にお知らせください。

7 認可地縁団体における代表者変更における手続きについて

認可地縁団体となっている自治会・町内会で代表者の変更があった場合、地域振興課に届出を行う必要があります。その際に、代表者に変更された旨が記載されている総会議事録及び総会資料を提出していただき、その後区において告示いたします。

詳しくは地域振興課担当までお問い合わせください。

8 その他

現況届及び異動届の様式は南区役所ホームページ及び南区連合町内会長連絡協議会のホームページにも掲載しております。データで作成する場合はご活用ください。

※現況届が提出されるまでは、前年度提出の現況届（異動届）情報の内容に基づいて各種対応をいたします。区連会配送便の変更は、現況届を受理した日付によって当月分に間に合わない可能性がありますので御了承ください。

南区地域振興課地域活動係

担当：堀、稲垣

電話：341-1235

FAX：341-1240

認可地縁団体代表者 各位

南区地域振興課長

認可地縁団体における告示事項及び規約の変更における届出について（依頼）

春暖の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政及び区政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

認可地縁団体になっている貴自治会町内会は、地方自治法の規定で告示事項（以下参照）及び規約の変更を行った際は、区長へ届け出をしなければなりません。

また、規約を変更する際は地方自治法の規定される箇所がございますので、総会開催前に地域振興課まで規約（案）をお持ちください。

1 変更の届け出が必要な告示事項

- (1) 代表者の氏名・住所
- (2) 団体の名称
- (3) 主たる事務所
- (4) 規約に定める区域

2 規約の変更について

規約につきましては、区長へ届出をして認可を受けないと、効力が生じません。

認可地縁団体になる際に提出した規約から内容変更をしているが、区役所へ届けていない場合は、担当まで御連絡ください。

3 提出書類

(1) 告示事項の変更の場合

- ア 告示事項変更届出書（※区役所にてお渡しします。）
- イ 変更が承認されたことが記載されている総会議事録
- ウ 変更内容が記載されている総会資料

(2) 規約の変更の場合

- ア 規約変更認可申請書（※区役所にてお渡しします。）
- イ 変更が承認されたことが記載されている総会議事録
- ウ 変更内容が記載されている総会資料
- エ 新・旧規約

4 提出時期

総会終了後、速やかにお願います。また、事前に担当まで御連絡いただき、手続きの御予約をとっていただくようお願いいたします。

南区地域振興課地域活動係

担当：堀、中島

電話：341-1235 FAX：341-1240

参考：地方自治法 抜粋

第 260 条の 2 の 2 の三

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

第 260 条の 2 の十一

認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

第 260 条の 3

認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第 260 条の 4

認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。